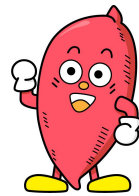


# 創業者向け融資の利息3年分を全額補助します！

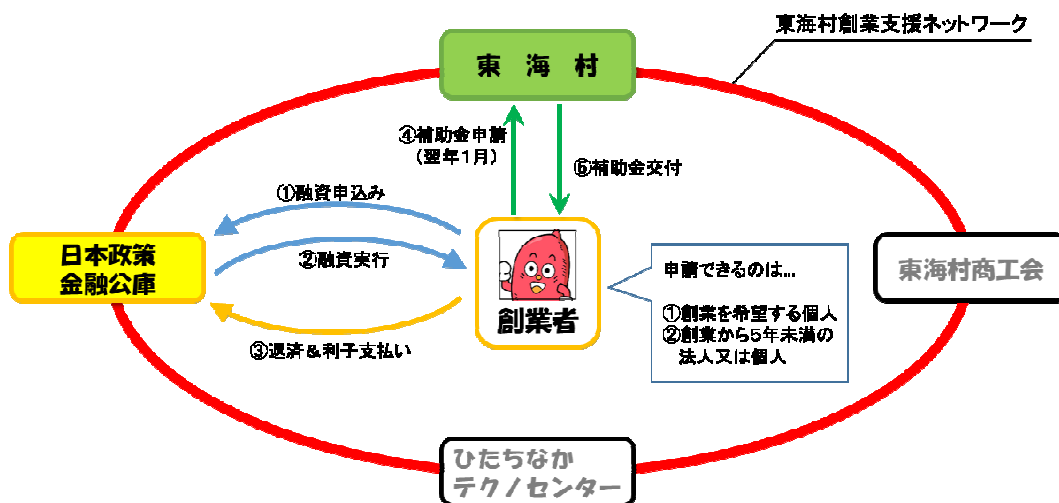


## ～東海村創業者融資利息補助金のご案内～

新たに創業する方・創業後5年以内の方 対象

株式会社日本政策金融公庫の創業関係融資を受けた村内の創業を希望する方及び創業後間もない方に対し、支払利息を補助します。

### 事業のイメージ（補助金交付までの流れ）



#### ■ご利用いただける方■

この制度を利用できるのは、日本政策金融公庫の創業融資制度による融資を受けた個人または法人で、次のすべてに該当する方です。

- ① 東海村創業支援ネットワークの支援を受けている方
- ② 村内にお住まいの個人または村内に所在地のある法人  
(創業を希望する、または創業後5年以内の方に限ります。)
- ③ 村税を完納している方

※ 補助金を受けることができることとなった場合でも、返済が滞ったときは、対象外となりますのでご注意ください。

#### ■補助内容■

対象融資（創業支援ネットワークによる支援を受けることとなった後において実行された融資に限ります）を受けた日から3年間の支払利息相当額を補助します。

#### ■申請方法等■

申請期間内（当該年度の1月31日まで）に申請書類一式を東海村役場2階「産業政策課」までご提出ください。

※ 2年目以降も毎年申請期間内に補助金の申請手続きを行ってください。

※ 申請額が予算の範囲を超えた場合は、全額受給できない可能性があります。

《お問合せ先》 融資に関すること：日本政策金融公庫日立支店（Tel：0294-24-2451）  
補助金に関すること：東海村産業政策課（Tel：029-282-1711）